



# 鳥取県公報

平成18年8月1日(火)  
号外第117号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則 (73) (水産課) .....	1
告 示	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (551) (" ) .....	3

———公布された規則のあらまし———

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部改正について

### 1 規則の改正理由

漁業経営の安定を図るため、漁業経営安定資金のうち、異常の事象又は不慮の事故によって受けた漁業に係る損失の補てんに必要な資金について、償還期間を延長する等所要の改正を行う。

### 2 規則の概要

(1) 漁業経営安定資金のうち、異常の事象又は不慮の事故によって受けた漁業に係る損失の補填に必要な資金の償還期間及び据置期間を次のとおり改める。

改 正 後		現 行	
償還期間	3年以内	償還期間	1年以内
据置期間	1年以内		

(2) その他所要の規定の整備を行う。

### (3) 施行期日等

施行期日は、公布の日とする。

所要の経過措置を講じる。

## 規 則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第73号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則 (昭和56年鳥取県規則第50号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																					
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「漁業経営安定資金」とは、漁業者等の経営の安定に資するため、融資機関が漁業者等に対して貸し付ける資金で別表に掲げるもののうち、次の各号に該当するものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 償還期間及び据置期間が、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる期間のものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金の種類</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">別表第1号の資金</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別表第3号の資金</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> <td style="text-align: center;">1年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 異常の事象又は不慮の事故によって受けた漁業に係る損失で知事が別に定めるものの補てんに必要な資金</p> <p>(4)～(8) 略</p>	資金の種類	償還期間	据置期間	別表第1号の資金	3年以内		別表第3号の資金	3年以内	1年以内	略			<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「漁業経営安定資金」とは、漁業者等の経営の安定に資するため、融資機関が漁業者等に対して貸し付ける資金で別表に掲げるもののうち、次の各号に該当するものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 償還期間及び据置期間が、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる期間のものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金の種類</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">別表第1号の資金</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>異常の事象によって受けた漁業に係る損失でその程度が特に大きいものとして知事が別に定めるものの補てんに必要な資金であって、融資機関が知事が別に定める率以内の利率で漁業者等に貸し付けるものについての利子補給率は、知事が別に定めるものとする。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 異常の事象又は不慮の事故によって受けた漁業に係る損失で知事が指定するものの補てんに必要な資金</p> <p>(4)～(8) 略</p>	資金の種類	償還期間	据置期間	別表第1号の資金	3年以内		略		
資金の種類	償還期間	据置期間																				
別表第1号の資金	3年以内																					
別表第3号の資金	3年以内	1年以内																				
略																						
資金の種類	償還期間	据置期間																				
別表第1号の資金	3年以内																					
略																						

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に、改正前の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（以下「旧規則」という。）第3条第1項の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている漁業経営安定資金（旧規則別表第3号の資金及び旧規則附則第2項の資金に限る。）については、改正後の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第551号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成18年8月1日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成18年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を削る。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた表を加える。

改 正 後	改 正 前													
<p>鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和56年鳥取県規則第50号。以下「規則」という。）第2条第3項第3号及び第4条の規定に基づき、漁業経営安定資金の貸付利率及び利子補給率を次のとおり定める。</p>	<p>鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和56年6月鳥取県規則第50号。以下「規則」という。）第2条第3項第3号及び第4条並びに附則第2項の規定に基づき、漁業経営安定資金の貸付利率及び利子補給率を次のとおり定める。</p> <p>1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 金 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">貸 付 利 率</th> <th style="text-align: center;">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">規則別表第7号の資金</td> <td style="text-align: center;">年2.825パーセント</td> <td style="text-align: center;">年0.625パーセント</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の資金</td> <td style="text-align: center;">年2.2パーセント</td> <td style="text-align: center;">年1.25パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸 付 利 率</th> <th style="text-align: center;">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">年2.2パーセント</td> <td style="text-align: center;">年1.25パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率	規則別表第7号の資金	年2.825パーセント	年0.625パーセント	その他の資金	年2.2パーセント	年1.25パーセント	貸 付 利 率	利子補給率	年2.2パーセント	年1.25パーセント
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率												
規則別表第7号の資金	年2.825パーセント	年0.625パーセント												
その他の資金	年2.2パーセント	年1.25パーセント												
貸 付 利 率	利子補給率													
年2.2パーセント	年1.25パーセント													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 金 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">貸 付 利 率</th> <th style="text-align: center;">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table>	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率											
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率												

規則別表第3号の 資金	年2.2パーセン ト	年1.25パー セント
規則別表第7号の 資金	年2.825パーセ ント	年0.625パー セント
その他の資金	年2.2パーセン ト	年1.25パー セント